

運航基準

令和5年6月15日
株式会社群来留

目次	
第1章	目的
第2章	運航の可否判断
第3章	船舶の航行

第1章 目 的

(目的)

第1条 この基準は、安全管理規程に基づき、ペシ岬—ポンモシリ島航路（左回り）、鴛泊港—ポンモシリ島航路（右回り）、利尻（杓形）礼文（香深）航路、礼文（香深）利尻（杓形）航路、栄浜沖遊覧船航路及び神居沖遊覧船航路の運航に関する基準を明確にし、もって航海の安全を確保することを目的とする。

第2章 運航の可否判断

(発航の可否判断)

第2条 船長は、発航前に運航の可否判断を行い、発航地港内の気象・海象が次に掲げる条件の一に達していると認めるときは、発航を中止しなければならない。

港 名	気象・海象		
	風速	波高	視程
杓形港	8 m/s以上	1. 0 m以上	5 0 0 m以下
香深港	8 m/s以上	1. 0 m以上	5 0 0 m以下
鴛泊港	8 m/s以上	1. 0 m以上	5 0 0 m以下

2 船長は、発航前において、航行中に遭遇する気象・海象（視程を除く。）に関する情報を確認し、次に掲げる条件の一に達するおそれがあると認めるときは、発航を中止しなければならない。

風速	8 m/s以上	波高	1. 0 m 以上
----	---------	----	-----------

3 船長は、前2項の規定に基づき発航の中止を決定したときは、旅客の下船、保船措置その他の適切な措置をとらなければならない。

(基準航行の可否判断等)

第3条 船長は、基準航行を継続した場合、船体の動揺等により安全な運航が困難となるおそれがあると認めるときは、基準航行を中止し、減速、適宜の変針、基準経路の変更等の適切な措置をとらなければならない。

2 前項に掲げる事態が発生するおそれのあるおおよその海上模様は、次に掲げるとおりである。

風速	波浪
8 m/s 以上（船首尾方向の風を除く）	波高 1. 0 m以上

3 船長は、航行中、周囲の気象・海象（視程を除く。）に関する情報を確認し、次に掲げる条件の一に達するおそれがあると認めるときは、目的の航行の継続を中止し、反転又は避泊の措置をとらなければならない。ただし、基準経路の変更により目的地点の安全な航行の継続が可能と判断されるときは、この限りでない。

風速	8 m/s以上	波高	1. 0 m 以上
----	---------	----	-----------

4 船長は、航行中、周囲の視程に関する情報を確認し、次に掲げる条件に達したと認めるときは、基準航行を中止し、当直体制の強化及びレーダの有効利用を図るとともにその時の状況に適した安全な速力とし、状況に応じて停止、航路外錨泊又は基準経路変更の措置をとらなければならない。

視程	5 0 0 m以下
----	-----------

(入港の可否判断)

第4条 船長は、入港予定港内の気象・海象に関する情報を確認し、次に掲げる条件の一に達していると認めるときは、入港を中止し、適宜の海域での錨泊、抜港その他の適切な措置をとらなければならない。

港 名	気象・海象		
	風速	波高	視程
杓形港	8 m/s以上	1. 0 m以上	5 0 0 m以下
香深港	8 m/s以上	1. 0 m以上	5 0 0 m以下
鴛泊港	8 m/s以上	1. 0 m以上	5 0 0 m以下

(運航の可否判断等の記録)

第4条の2 運航管理者及び船長は、運航の可否判断、運航中止の措置及び協議（船長が運航管理者を兼任している場合を除く。）の内容を航海日誌に記録するものとする。運航中止基準に達した又は達するおそれがあつ

た場合における運航継続の措置については、判断理由を記載すること。記録は適時まとめて記載してもよい。

第3章 船舶の航行

(運航基準図等)

第5条 運航基準図に記載すべき事項は次のとおりとする。

なお、運航管理者は、当該事項のうち必要と認める事項について運航基準図の分図、別表等を作成して運航の参考に資するものとする。

- (1) 基準経路（発着場の位置、針路、変針点等）
- (2) 地形、水深、潮流等から、航行上、特に留意すべき個所
- (3) その他航行の安全を確保するため必要な事項

2 前項によることが困難な場合は、航行経路付近に存在する浅瀬、岩礁等航行の障害となるものの位置、当該障害物を回避するための避険線等、必要と認める事項を記載した航行海域図を作成するものとする。

3 船長は、基準経路、避険線その他必要と認める事項を常用海図等に記入して航海の参考に資するものとする。
(基準経路)

第6条 基準経路は、運航基準図に記載のとおり、常用基準経路とする。

(速力基準等)

第7条 速力基準は、次表のとおりとする。

速力区分	速力	毎分機関回転数
最微速	3.0ノット	600rpm
微速	4.0ノット	1,000rpm
半速	5.0ノット	2,000rpm
航海速力	6.0ノット	3,000rpm

2 船長は、速力基準表を船橋内の操作する位置から見易い場所に掲示しなければならない。

(特定航法等)

第8条 船長は、港則法、海上交通安全法、海上衝突予防法等の関係法令を遵守するとともに、各海域及び港内における特定航法、港長公示事項、漁業協同組合との協定事項等を守らなければならない。また、特に次の事項に留意すること。

(1) 基準航路を航行中に操業中の漁船に接近した場合は、当該漁船の操業の妨げにならないよう十分注意して航行する。

(通常連絡等)

第9条 船長は、基準経路上の次の(1)の地点を通過したときは、運航管理者（船長が運航管理者を兼任している場合は、運航管理補助者。）あて次の(2)の事項を連絡しなければならない。

(1) 杣形港、香深港及び錨泊港発着時

(2) 連絡事項

- ① 通過地点名
- ② 通過時刻
- ③ 天候、風向、風速、波浪、視程の状況
- ④ その他入港予定時刻等運航管理上必要と認める事項

2 運航管理者（船長が運航管理者を兼任している場合は、運航管理補助者。）は、航行に関する安全情報等船長に連絡すべき事項が生じた場合は、その都度速やかに連絡するものとする。

(入港連絡等)

第10条 船長は、入港15分前となったときは、運航管理者又は運航管理補助者に次の事項を連絡しなければならない。

- (1) 入港予定時刻
- (2) 運航管理者又は運航管理補助者の援助を必要とする事項

2 前項の連絡を受けた運航管理者又は運航管理補助者は、船長に次の事項を連絡するものとする。

- (1) 着岸岸壁の使用船舶の有無
- (2) 着岸岸壁付近の停泊船舶の状況
- (3) 岸壁付近の風向、風速、視程、波浪（風浪、うねりの方向、波高）及び潮流（流向、流速）

(4) その他操船上の参考となる事項

(連絡方法)

第 11 条 船長と運航管理者又は運航管理補助者との連絡は、次の方法による。

	区分	連絡先	連絡方法
(1)	通常の場合	事業所	携帯電話
(2)	緊急の場合	事業所	携帯電話

(機器点検)

第 12 条 船長は入港着岸前、機関の後進、舵等の点検を実施する。一日に何度も入出港を繰り返す場合も同様である。

(記録)

第 13 条 船長及び運航管理者は、基準航路の変更に関して協議を行った場合は、その内容を航海日誌に記録するものとする。（船長が運航管理者を兼任している場合を除く。）